

アネットクラブに関する協定書

第1条 甲は乙の主宰するアネットクラブに入会します。

第2条 乙は甲に対し、次の法的サービスを提供します。

- ① 電話、ファックス、電子メールでの法律相談、ご来所いただいた法律相談が、無料になります。

※ ファックス、電子メールでのご相談の回答は、相談をお受けしてから翌日(遅くても翌々日)までに行います。但し、土日祝祭日は、除きます。

※ 裁判外の書面(契約書、合意書など)、裁判上の書面(訴状、答弁書、準備書面など)の鑑定、意見の表明は有料になります。

※ 年間12件程度のご相談を目安とし、12件を超える場合、有料になることがあります。

- ② 甲のお客様についても、ご来所いただいた法律相談、電話による法律相談が無料になります(ただし、甲のお客様からのファックス、電子メールによるご相談は受け付けていません)。

⇒ 甲のお客様がご相談される場合は、ファックス、電子メールのいずれかで、「顧客の方から、法律相談の申し込みがある」旨を、当事務所まで事前にご連絡ください。従業員の方については、ファックス、電子メールは不要です。

同一内容のご相談については、ご相談2回までは無料相談をお受けし、その後は有料相談となります。

- ③ ご紹介いただいたお客様から案件を受任した場合、弁護士費用が5%減額になります(ただし、弁護士費用が、グリーンリーフ法律事務所が定めた最低額となる場合は、減額は行いません。)

第3条 本協定書の有効期間は、令和●年1月1日から、令和●年12月31日までとします。甲あるいは乙から更新しない旨の連絡がない場合、そのままさらに1年間、更新になります。

なお、甲あるいは乙から、期間中に解約することもできますが、この場合、年会費は返還致しません。

第4条 アネットクラブの年会費は、1万円(税別)です。甲は乙に対し、本協定書締結後速やかに、年会費1万円(税別)を支払います。

第5条 本協定は、第4条の年会費の支払があった時点から効力が発生するものとします。

第6条 アネットクラブの年会費のお支払いがない場合、2度ご請求をさせていただきますが、お支払いがないときは、本協定は当然解除となります。

令和●年 月 日

(甲)所在地

TEL

FAX

会社名

メールアドレス

この書面はひな型なので
記入しないでください。

㊞

(乙)埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11 番地 20 大宮 JP ビルディング 14 階
弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL(048)649-4631 FAX(048)649-4632

代表者 弁護士 森 田 茂 夫 ㊞